

静岡県立富士宮北高等学校 生徒心得

I 校訓「覇気・信念・明朗」

- 1 校訓を生活の指標として、校友と協力し、校則及び生徒会規約、生徒心得に基づき正しく明るい学校生活を送ることに努力する。
- 2 本校入学の動機や目的、将来の目標を明確にし、高校生活の基盤を確立するとともに一層の努力と研鑽に努める。

II 生徒としての基本的生活

- 1 教科の勉強は生徒の本分である。自学自習につとめ、常に知識技能の習得に励むこと。
- 2 年間を通して8時20分までに入室する。無断欠席遅刻早退をしないこと。(欠席遅刻する時は8時までに保護者等が学校へ連絡してください。)
- 3 登下校の際には授業に必要なものをすべて携行すること。又、不要な金品は一切学校に持参しないこと。(所持品にはすべて氏名を明記すること)
- 4 学校や生徒会の主催する行事及び部活動には積極的に参加すること。部活動(全員加入)は学習活動とともに学校生活の両輪とも言われている。自主・自律・協調の精神を養うため、積極的に参加することが大切である。部の選択にあたっては自分の適性を考えて入部すること(年度途中での転部は原則認めない)。
- 5 お互いに挨拶する習慣を身に付ける。また校内において来客等に会った時も同様である。
- 6 自分から進んで環境整備を心掛け、学校美化に努めること。
- 7 校舎、校具その他公共物を大切に扱う。
- 8 校内では特定の政治活動や宗教活動をしないこと。
- 9 家庭にあっては家事の手伝いをし、無駄遣いをせず、家族の一員として責任ある生活と協力を努めること。

III 服装・頭髪等の規定(細則)について

規範意識向上、学校秩序保持のため、以下の細則に従って生活することを指導します。遵守をお願いします。

1 服装(制服)

(1) 正装 集会、学校行事等ではその時期の正装で参加すること。

① 時期による規定

a, 冬服 11月1日から4月30日まで。

<Aパターン> ・指定長袖シャツまたは指定長袖ブラウス ・指定スラックス ・指定ネクタイ(2種類選択制)

<Bパターン> ・指定長袖ブラウス ・指定スカート(令和6, 7年入学生は指定スラックス可)

・指定リボン(2種類選択制) ・指定ベスト(任意)

<共通> ・指定ブレザー ・指定セーター(任意)

b, 夏服 6月1日から9月30日まで。

<Aパターン> ・指定半袖シャツまたは指定半袖ブラウス ・指定スラックス

<Bパターン> ・指定半袖シャツまたは指定半袖ブラウス ・指定スカート

c, 中間服 5月1日から5月30日まで、10月1日から10月31日まで。

<Aパターン> ・指定長袖シャツまたは指定長袖ブラウス ・指定スラックス ・指定ネクタイ(2種類選択制)

<Bパターン> ・指定長袖ブラウス ・指定スカート(令和6, 7年入学生は指定スラックス可)

・指定リボン(2種類選択制) ・指定ベスト

② 着こなし規定

a, 指定長袖シャツ・指定長袖ブラウス ・裾を中に入れる ・襟のボタンを留める

b, 指定半袖シャツ・ブラウス ・裾を外に出す ・第一ボタンをとめる

c, 指定スラックス ・ウエストは腰骨から上 ・ベルトは黒で華美でないもの(ビジネス用)

d, 指定スカート ・丈は膝頭下から膝頭中心 ・ウエストは腰骨から上 ・ウエストを折らない

e, 指定ネクタイ・指定リボン ・シャツまたはブラウスの第一ボタンをとめ、第一ボタンが見えない位置まで上げる

- f, 指定セーター
 - ・ブレザーの中に着る(正装時のみ)
- g, 靴下
 - ・単色で華美でないもの(黒、紺、白、グレーなど)とする(ワンポイントまで可)
 - ・ルーズソックス、スニーカーインソックス、レッグウォーマーは禁止
- h, ストッキング
 - ・黒またはベージュ。黒の場合は靴下も黒とし、ベージュの場合の靴下はストッキングの上からはくこと。
- i, 防寒着
 - ・指定セーター、指定長袖シャツ・指定長袖ブラウスの中にインナー、カーデイガン、セーターなどを着る場合は、袖・裾・裾からはみ出ないように着用する。
 - ・パーカーをブレザー内に着ないこと。
 - ・登下校時に冬用コートに着用を認める。ただし、華美でないものとする。
- j, インナーシャツ(下着)
 - ・色は白を基準とし、透けないようにすること。
 - ・袖・襟からはみ出さないものとする。

(2) 正装時以外

- ① 正装A・Bそれぞれのパターン、着こなし規定に準じた上で、体調・気候等に応じて冬服・夏服・中間服を選択することができる。
- ② 季節によってクールビズの考えからネクタイ・リボンをはずすことを認める。

2 その他

(1) 禁止事項

- ① 化粧(派手にツヤの出るリップクリームも禁止)
- ② カラーコンタクトレンズ(黒目を大きく見せるものも禁止)
- ③ 装飾具(指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレットなど)
- ④ エクステ、まつげエクステ、ネイル、アイプチ
- ⑤ 美容整形、刺青、タトゥー
- ⑥ 膝掛けの教室外での使用(特に廊下での使用禁止)
- ⑦ 膝掛けの集会時での使用。ただし、気候などによって認める場合もある。

(2) 携帯電話、スマートフォンの使用について

- ① 原則として、学校敷地内の私的な使用を禁止する。
- ② 朝のSHRから帰りのSHRまでは電源を切り鍵のかかるロッカーにて保管し、いかなる場所においても使用禁止。ただし、関連する教員の指示がある場合は除く。また、放課後にやむを得ず送迎等のために使用する場合は校舎外にて使用を認める。

3 頭髪

① 男子

- a, 頭髪の長さは、原則として目にかからない、耳にかからない、シャツの襟にかからないようにする。

② 女子

- b, 頭髪の長さは、原則として目にかからないようにする。

③ 男女共通

- a, 染色、脱色、熱などによる変色、その他学校生活に不必要な加工(パーマ、付け毛など)は禁止する。
- b, 染色、脱色、熱などにより変色した場合、原則として美容室・理容室にて黒染めし、短髪にする。ただし、状況によっては黒染めせずに地毛を伸ばし短髪に切るという継続指導をする場合がある。この判断は生徒課が行う。
- c, 非対称な刈り上げ(極端な刈り上げ)は禁止。
- d, 整髪料は過度に使用しない。
- e, 髪飾り(シュシュなど)は禁止。

④ その他

- a, 休業日は部活動指定ジャージを認める。
- b, 靴は制服に合った革靴とする。ただし、運動靴でもよい。踵のない靴、踵の高い靴、厚底の靴、サンダルは禁止。

- c, 完全下校時間は18時40分とする。校舎内での滞在は16時40分までとする。ただし、教職員の責任の下であればこの限りではない。自習室利用者は自習室使用上の規定に従うこと。
- d, 通学カバンの指定は、特にありません。

IV 交通安全・運転免許取得について

1 交通安全について

- (1) 登校時には、時間に余裕をもって早めに家を出ること。特に自転車通学者の始業時間間際の登校は事故の元となるので、余裕をもって登校すること。
- (2) 雨天時など、傘をさして自転車に乗ることは道路交通法によって禁じられているので、雨合羽を着用すること。危険防止のために自転車通学を避けることが望ましい。
- (3) 万一交通事故や違反を起こした場合は、クラス担任に連絡・報告をして、指示を受けること。事故にあった時は、必ずその場で警察に必ず連絡をすること。更に、相手に自分の学校名、学年、クラス、名前を言い、相手方の氏名、住所、電話番号等を聞いておくこと。
- (4) 二人乗り、片手運転、イヤホン、携帯電話、スマートフォンを使いながらの運転等は絶対にしてはならない。スマートフォンホルダーは取り付けを禁止する。
- (5) ヘルメットは着用すること。

2 運転免許について

- (1) 原付、自動二輪の免許取得及び運転同乗等は禁止する。
- (2) 普通自動車の免許取得は禁止する。但し、原則として3年生で進路決定者は入校手続き及び通学を許可する。(合宿による教習は禁止する。)

3 自転車通学許可条件について

- ① 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願(別冊「提出書類」提出8)を提出して許可を得なければならない。入学後実施する自転車点検を経て許可を出す。点検までは暫定的に自転車での通学を認める。
- ② 交通法規や交通道徳を守り、自他の安全に充分留意して乗車すること。
- ③ 自転車通学許可証(ステッカー)を貼る。ステッカーを紛失した場合や自転車を新たに購入した場合は直ちに再登録の申請を行わなければならない。
- ④ 許可された自転車は所定の自転車置き場に置き、必ず2カ所で施錠しなければならない。(ツーロックの徹底。ステッカー発行の際に必要)
- ⑤ 自転車は常に整備しておく。(タイヤ・ライト・ベル・ハンドル・ステッカー) なお、折りたたみ自転車は許可しない。
- ⑥ 夜間はライトをつけること。前後どちらかの車輪にはスポークテール(車輪用反射板)を、後部どろよけには反射板を必ずつけること。なお二人乗り、片手運転、イヤホン、携帯電話、スマートフォンを使いながらの運転等は絶対にしてはならない。また、ヘルメットを着用することが望ましい。
- ⑦ 自転車保険に加入すること。

V アルバイト

以下の学校の規定内において、**保護者等の責任のもと**学校生活全般において良好な者においてアルバイトを行うことを許可する。

- 1 就労時間は学校生活を優先した上で、登校日は3時間以内、休業日は8時間以内とする。ただし、20時以降の勤務は禁止とする。
- 2 下記のような高校生としてふさわしくない業務を行うことは禁止する。
 - (1) 酒類の給仕を主とする業務
 - (2) 旅館・民宿など個室での接客業務
 - (3) バイク・自動車の運転が必要な業務
 - (4) 危険な作業や過重労働が伴う業務
- 3 定期試験1週間前から試験期間終了までは、アルバイト、アルバイト探しや面接・手続きの活動などを一切行わない。

- 4 欠点保有者はアルバイトをすることができない。また、アルバイトをすることによって、著しく成績が低下したり、生活態度が乱れたりした者は、アルバイトを中止しなければならない。
- 5 違反をした者は指導の対象となる。そして、1ヶ月のアルバイト禁止となる。
- 6 雇用条件は「アルバイト許可願」に明記する。
- 7 アルバイトを希望する者は、以下の手順で許可申請手続きを行う。
 - (1) 学級担任、部活動顧問の了解を得る。
 - (2) 学級担任から学年主任、学年生徒課担当へ伝達してもらう。
 - (3) 学級担任により保護者へアルバイトに関する確認をとってもらう。
 - (4) アルバイトの勤務先・業務内容を学年生徒課担当に確認を受ける。
 - (5) アルバイト先と面接・採用
採用の際、「アルバイト規定」を必ずアルバイト先に見せ、その内容について承諾を受ける。また、「アルバイト許可願」の3.～6.の欄にボールペンにて記入してもらう。
 - (6) 学年生徒課担当へアルバイト先で記入してもらった許可願の確認を受けて提出する。学年生徒課担当からアルバイト許可証を受け取る。
(アルバイト許可証を受け取った段階で許可が成立。勤務時は常に許可証を携帯する。)